

(件名) 八重山周辺における風力発電事業に関する陳情書

(陳情の趣旨)

私たちは、八重山周辺に計画されている巨大な風力発電建設に反対する近隣住民の会として、県に昨年の11月に要望書を提出いたしました。

事業者は、十分な調査や予測、評価がなされていない計画熟度が低い計画の、初期の段階で、とりあえずとも言える近隣の自治会の同意をとりつけています。同意をしたという多くの自治会の中では、近隣住民の少数派の意見は受け入れられていません。

一方的な説明ばかりで、最も被害を受ける近隣の住民と対話する機会が、十分に設けられていません。近隣住民の中には、表立って声に出せない声が多いです。

熱海の土石流被害や長島町における睡眠障害の例など、他人ごとではなくとても心配しています。反対の声がある以上、議論を尽くし誰一人取り残すべきではありません。

景観について準備書では、鹿児島市長意見で、「「てんがら館」・「八重棚田館」や「ゆるり乃湯」, 「梨木野地区」を主要な眺望点に追加し、調査結果を速やかに住民説明会等において公表、説明すること。」と記載されています。現在ボーリング調査が進められていることは、風車位置がほぼ決定したことを意味していると思われませんが、準備書説明会以降、いまだ景観等についての説明がなされていません。鹿児島県知事の意見書でも「八重の棚田および八重山公園からの眺望は景観的に影響を与えるおそれがある」と指摘され、「八重の棚田（上之丸中線中間点付近）を眺望点とした予測結果において」1～4号機について「いずれも6度を超えていることから」風力発電設備等の取りやめや変更を検討するよう言われています。鹿児島県景観条例の基本理念と、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき、「県、関係市、専門家、地域住民等及びその他の利用者の景観に対する意見を踏まえる」とあります。また「景観形成ガイドラインに定める遵守すべき基準を満たさない可能性がある場合は、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討」とあります。

準備書の県知事意見では、「今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い」とあります。今後の環境影響評価手続きの実施にあたり、県の当局者が以下の事項について知事意見に沿って協議・調整するよう、県議会から働きかけていただくよう陳情いたします。

記

1. てんがら館、八重棚田館、ゆるり乃湯、梨木野地区からの景観について、主要な景観の視点場として追加し過少予測させることなく調査、予測及び評価を行うよう求め、景観を壊すおそれのある場合は発電機建設予定地の取りやめを求めること。
2. 鹿児島県景観形成ガイドラインについて、基準を満たしているか、県、関係市、専門家、地域住民等及びその他の利用者の景観に対する意見を尊重し、忠実に守るよう求めること。また、鹿児島県景観形成ガイドラインの基準を満たしていると判断された場合、その根拠を住民に説明するよう求めること。

3. 県知事意見で騒音について「風車から1 km程度離れた住民から騒音の苦情が寄せられている事例があることから、風力発電設備等の配置の取りやめや変更を検討」とあります。この意見に沿って近隣住宅から風力発電設備の配置を最低でも1 km以上離すこと。
4. 事業者は、評価書が出る前に、調査結果について住民やその他の利用者に速やかに公表し、真摯に説明を尽くすよう求めること。
5. 県知事意見にもある風化が著しく進んでいる可能性がある土捨て場①②③及び周辺の盛土については、土質の問題など、事業者による報告のみでなく専門家を交え県議会と共に現場の検証を行うこと。